

第 21 回 総会議事録

1 開催の日時 令和 7 年 2 月 27 日（木）午後 2 時 00 分～午後 3 時 15 分

2 開催の場所 松江市役所 西棟 5 階 防災センター

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第 1 2 7 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議 第 1 2 8 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議 第 1 2 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議 第 1 3 0 号 非農地確認について

議 第 1 3 1 号 松江市農用地利用集積計画の決定について

報告第 3 3 号 会長専決処分の報告

報告第 3 4 号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員（19 名） 欠席委員（0 名）

1 番 小村 伸吾（出）	2 番 吉岡 雅裕（出）	3 番 角田 正紀（出）
4 番 足立 裕子（出）	5 番 伊藤 和明（出）	6 番 吉岡 幸雄（出）
7 番 清原 昭（出）	8 番 磯部 美津子（出）	9 番 古藤 俊光（出）
10 番 渡部 文明（出）	11 番 宮廻 彰夫（出）	12 番 永江 りえ（出）
13 番 勝田 達雄（出）	14 番 矢野 秀行（出）	15 番 松本 喜次（出）
16 番 石原 一男（出）	17 番 岸本 定朝（出）	18 番 森口 順子（出）
19 番 三島 進（出）		

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	能海 朋之	農地係主任	佐藤 努
農地係長	松浦 孝	農地係主任主事	井上 雄太
農地係主任	青山 浩之		

6 会議内容

会議 (議長) 事務局	長	定刻になりました。まず、総会議事に入る前に、事務局から事務連絡がありますので、説明をお願いいたします。 失礼します。2月総会議案の訂正がございます。右上に訂正資料と書いてあるA4サイズの資料で「松江市農用地利用集積計画の決定について」の訂正」というものをお配りしております。また、訂正した議案は「第21回総会議案訂正分」としてお配りしておりますので差替えをお願いいたします。訂正の内容としましては、17ページに所8番の追加と、これに伴い41ページの「(1)地目別設定面積(所有権移転)」の表中の面積の訂正をお願いいたします。また、42ページの転5番と52ページの転41番の削除、転42番の契約終了年月日の訂正、これに伴い53ページの「(1)地目別設定面積(転貸)」と「(2)作物別設定面積」の表中の面積の訂正をお願いいたします。ご迷惑をおかけして申し訳ございませんが、訂正前から訂正後への訂正をお願いいたします。
議	長	それでは、第21回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日は委員全員が出席していますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。5番委員、6番委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の佐藤主任と井上主任主事にお願いします。 それでは、議事に入ります。議第127号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事	務	議第127号、今月の農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。なお、議第127号68番から70番は、2番委員に関する案件ですので、先議させていただきたいと思います。また、その議事の際は、関係する委員は議事から外れていただきたいと思います。
議	長	事務局から、農業委員会法第31条の規定により、関係する委員に、退席をお願いする案件があるとの説明がありました。ついては、議第127号68番から70番の案件について、先議したいと思います。そうしますと、農業委員会法第31条第1項の規定により、68番から70番について、2番委員はこの議事の間、退室願います。 (2番委員が退室後)
議 事	長 務 局	それでは、議第127号68番から70番の案件について、事務局より説明願います。 失礼いたします。議第127号、今月の農地法第3条の許可申請について、68番から70番の案件についてご説明いたします。お手元の議案の2ページ以降と併せて、農地法第3条説明資料をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は7件13筆で、いずれも所有権移転です。 はじめに、68番の案件についてご説明します。申請は西谷町の畑2筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、会社から遠く、道路もなく、管理が出来ないためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅に近く、所有の畑の横のため耕作しやすいためです。受人の世帯は、耕運機、管理機、草刈り機、運搬車等の農業用機械を所有されております。取得後は果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 次に、69番の案件についてご説明いたします。申請は古志町の畑3筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、受人からの要望のためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利のためです。受人の世帯は、耕運機、管理機、草刈り機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は果

事務局	局長	樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 次に、70番の案件についてご説明いたします。申請は西浜佐陀町の田1筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、受人からの要望のためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、隣地に自作地があり一体的利用が見込めるためです。受人の世帯は、トラクター、管理機、草刈り機、コンバイン、田植え機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 以上の案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程よろしく申し上げます。
議6番委員	委員長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。 事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。 ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。 (なしの声)
議	議長	それではないようでございますので、採決をいたします。議第127号68番から70番は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	議長	ご異議なしということですので、議第127号68番から70番は原案のとおり許可することに決めます。 それでは、2番委員の除斥を解きます。 (2番委員が入室後)
議	議長	続いて、議第127号68番から70番以外の案件について、審議したいと思います。事務局より説明願います。
事務局	局長	失礼いたします。議第127号68番から70番以外の案件について、ご説明いたします。お手元の議案の3ページ以降と併せて、農地法第3条説明資料の7ページをご覧ください。 はじめに、71番の案件についてご説明いたします。申請は朝酌町の畑1筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、自宅から遠く耕作に不便なためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利のためです。取得後は果樹を栽培されます。受人の世帯は、トラクター、田植え機、管理機、草刈り機等の農業用機械を所有しておられます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 次に、72番の案件についてご説明いたします。申請は東津田町の畑1筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足、自宅から遠く耕作に不便なためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利のためです。取得後は野菜を栽培されます。受人の世帯は、耕運機、草刈り機等の農業用機械を所有しておられます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 次に、73番の案件についてご説明いたします。申請は西忌部町の田2筆、畑1筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、高齢のため耕作が出来ない、後継者もないためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、現在、申

事	務	局	請地を貸借しており、隣地の自己所有地を含め一体として管理するためです。取得後は水稻及び野菜を栽培されます。受人の世帯は、トラクター、田植え機、コンバイン、草刈り機、軽トラ等の農業用機械を所有しておられます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 次に、74 番の案件についてご説明いたします。申請は西忌部町の田 2 筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、高齢のため耕作が出来ない、後継者もないためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、現在、申請地を貸借しており、隣地の自己所有地を含め一体として管理するためです。取得後は水稻及び果樹を栽培されます。受人の世帯は、トラクター、田植え機、コンバイン、草刈り機、軽トラ等の農業用機械を所有しておられます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 以上、すべての案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程よろしく申し上げます。
議	6 番	委員長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。 事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。
議	1 3 番	委員長	ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
事	務	局	確認ですが、71 番について説明資料の対価・賃料等を見ると、10 a 当たり●●円となっているが、間違いではないですか。
議	1 3 番	委員長	売買の価格ですが、㎡当たり●●円ということで売買されており、実際の売買価格は●●円となります。これを 10 a 当たりの単価に直すと●●円ということになります。分かりました。
議		長	ほかにございませんか。 (なしの声)
議		長	それではないようでございますので、採決をいたします。議第 127 号 68 番から 70 番以外は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議		長	ご異議なしということですので、議第 127 号 68 番から 70 番以外は原案のとおり許可することに決めます。
事	務	局	次に、議題 128 号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。 失礼します。議第 128 号、今月の農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。議案の5ページと併せて、農地法第4条の説明資料の1ページをご覧ください。 はじめに4条15番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は下佐陀町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、おおむね 10ha 以上の連担した農地の区域内にあることから第1種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、墓地及び駐車場です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号で集落接続に該当します。転用面積は 370 ㎡の内 178 ㎡、所要面積も同様の 178 ㎡です。事業計画は、申請地を整備し、墓地及び駐車場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

事務局	次に、4条16番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は 大庭町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha 以上 の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利 用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、貸駐車場です。転用面積は 499㎡、所要面積も同様の499㎡です。事業計画は、申請地を隣接する店舗の駐車場と して貸し出すものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、 資金計画につきましてはご覧のとおりです。
事務局	最後に、4条17番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所 は西忌部町の2筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土 地利用計画との調整ですが、令和6年6月5日付けで農振除外済みです。転用目的は、 駐車場及び進入路です。転用面積は485㎡の内259㎡、所要面積は実測値で239.81㎡ です。事業計画は、申請地を駐車場及び自宅への進入路とするものです。追認案件で あるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のと おりです。
議長	以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第4条第6項の不許可の要件には 該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議員	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
議員	事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。
議員	ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現 地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
議長	(なしの声)
議長	ないようでございますので、採決いたします。はじめに、議第128号のうち、島根 県農業会議からの意見聴取が不要である、16番、17番について採決いたします。議第 128号のうち、16番、17番について、原案のとおり許可することにご異議ありませ んか。
議長	(異議なしの声)
議長	ご異議なしということですので、議第128号のうち、16番、17番は原案のとおり許 可することに決めます。
議長	次に、議第128号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、15番につ いて採決いたします。議第128号のうち、15番について、原案のとおり許可相当であ ると確認することにご異議ありませんか。
議長	(異議なしの声)
議長	ご異議なしということですので、議第128号のうち、15番は原案のとおり許可相当 であると確認することに決めます。
事務局	次に、議第129号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程し ます。事務局の説明をお願いします。
事務局	失礼します。議第129号、今月の農地法第5条の規定による許可申請について説明 いたします。議案の7ページと併せて、農地法第5条の説明資料の7ページをご覧 ください。
事務局	はじめに、5条80番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。 転用場所は西尾町の4筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。

事務局	農地区分は、インターチェンジからおおむね 300m 以内にあることから第 3 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は建売住宅です。転用面積は 748 m²、所要面積は実測値で 750.37 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、建売住宅 3 棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 次に、5 条 81 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東持田町の 2 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 A 区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は進入用道路です。転用面積は 85 m²、所要面積は隣接する宅地とあわせて 159 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地と隣接する宅地をあわせて整備し、進入用道路とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 次に、5 条 82 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は坂本町の 3 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 A 区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、長屋住宅です。転用面積は 2,030 m²、所要面積は実測値で 1,980.54 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、長屋住宅 2 棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 次に、5 条 83 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町佐陀宮内の 2 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、駐車場です。転用面積は 1,213 m²、所要面積も同様の 1,213 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、駐車場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 次に、5 条 84 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は玉湯町大谷の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は 322 m²、所要面積も同様の 322 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、個人住宅 1 棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 次に、5 条 85 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は穴道町佐々布の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他区域です。農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積が 40%を超えていることから第 3 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は 209 m²、所要面積は隣接する宅地とあわせて 310 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地と隣接する宅地をあわせて整備し、個人住宅 1 棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 次に、5 条 86 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八束町遅江の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分
-----	--

事務局	は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和 5 年 6 月 12 日付けで農振除外済みです。転用目的は、個人住宅です。転用面積は 471 m ² 、所要面積も同様の 471 m ² です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、個人住宅 1 棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
	最後に、5 条 87 番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は東持田町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 A 区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、車置場です。転用面積は 69 m ² 、所要面積は隣接する山林とあわせて 673 m ² です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画は、申請地と隣接する山林をあわせて整備し、車置場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
	以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第 5 条第 2 項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
委員	事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。
議長	ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
	(なしの声)
議長	ないようでございますので、採決いたします。議第 129 号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第 129 号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議なしということですので、議第 129 号は原案のとおり許可することに決めます。
	次に、議第 130 号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議第 130 号、非農地確認についてご説明します。お手元の議案 11 ページと併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願いは 4 件 4 筆です。
	はじめに、71 番について説明します。土地の所在は、朝酌町の市街化調整区域、農振農用地区域外の畑 1 筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道西尾大井線と市道公民館東線の交点から東北東に約 250m 進んだ東に位置しており、平成 27 年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況であります。
	次に、72 番について説明します。土地の所在は、美保関町七類の都市計画区域外、農振農用地区域外の畑 1 筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、県道松江七類港線と市道惣津七類線の交点から北に約 550m 進んだ南 30m に位置しており、昭和 60 年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況であります。
	次に、73 番について説明します。土地の所在は、宍道町佐々布の都市計画区域外、農振農用地区域外の田 1 筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご

事務局	説明します。申請地は、国道 54 号線と市道宍道大森 7 号線との交点から北東に約 100 m 進んだ東に位置しており、昭和 60 年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況であります。
議長	次に、74 番について説明します。土地の所在は、宍道町白石の都市計画区域外、農振農用地区域外の田 1 筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道宍道来待線と市道上白石大谷線との交点から南西に約 660 m 進んだ北 10m に位置しており、平成 17 年頃から耕作放棄され、現在は沼地化し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況であります。
議長	以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第 2 条第 1 項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
議長	(なしの声)
議長	ないようでございますので、採決いたします。議第 130 号は、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。
議長	(異議なしの声)
議長	ご異議なしということですので、議第 130 号は原案のとおり確認することに決めます。
事務局	次に、議題 131 号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
議長	失礼します。議第 131 号の所 4 番は 2 番委員に関する案件ですので、先議させていただきたいと思います。また、その議事の際は関係する委員には議事から外れていただきたいと思います。
議長	事務局から農業委員会法第 31 条の規定により、関係する委員に退席をお願いする案件があると説明がありました。議第 131 号の所 4 番について先議したいと思います。農業委員会法第 31 条第 1 項の規定により、所 4 番について、2 番委員はこの議事の間、退席をお願いいたします。
議長	(2 番委員の退席後)
事務局	それでは、議第 131 号の所 4 番の案件について、事務局より説明をお願いします。
事務局	失礼します。議第 131 号、松江市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。
議長	所有権移転について、お手元の総会議案 14 ページをご覧ください。所 4 番は生馬地区の案件です。譲渡人は管理ができないため、譲受人は規模拡大の意向があるため、所有権移転するものです。
議長	ご審議をお願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
議長	(なしの声)
議長	ないようでございますので、採決いたします。議第 131 号の所 4 番の案件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
議長	(異議なしの声)

議	長	ご異議なしということですので、議第 131 号の、所 4 番の案件については、原案のとおり決定することに決します。それでは 2 番委員の除斥を解きます。 (2 番委員が入室後)
議	長	それでは、議第 131 号の所 4 番以外の案件を審議したいと思います。事務局より説明をお願いします。
事	務 局	失礼します。所 4 番を除く所有権移転について、お手元の総会議案 14 ページから 17 ページ及び 41 ページの集計表をご覧ください。所 1 番は古江地区の案件です。譲渡人は管理ができないため、譲受人は規模拡大の意向があるため、所有権移転するものです。所 2 番は生馬地区の案件です。譲渡人は管理ができないため、譲受人は規模拡大の意向があるため、所有権移転するものです。所 3 番は生馬地区の案件です。譲渡人は管理ができないため、譲受人は規模拡大の意向があるため、所有権移転するものです。所 5 番は竹矢地区、東出雲地区の案件です。譲渡人は管理ができないため、譲受人は規模拡大の意向があるため、所有権移転するものです。所 6 番は宍道地区の案件です。譲渡人は管理ができないため、譲受人は規模拡大の意向があるため、所有権移転するものです。所 7 番は宍道地区の案件です。譲渡人は管理ができないため、譲受人は規模拡大の意向があるため、所有権移転するものです。所 8 番は東出雲地区の案件です。譲渡人は管理ができないため、譲受人は規模拡大の意向があるため、所有権移転するものです。今回の利用権設定における所有権移転の地目別面積は、田 39,860 m²、畑 65,672 m²、計 105,532 m²です。 次に、相対契約について、18 ページから 41 ページをご覧ください。利 1 番から 22 番は生馬地区、利 2 番、3 番、5 番、7 番、8 番、11 番、12 番、14 番から 16 番、18 番は新規案件、利 1 番、4 番、6 番、9 番、10 番、13 番、17 番、19 番から 22 番は更新案件です。利 23 番、24 番は法吉地区、更新案件です。利 25 番は朝酌地区、更新案件です。利 26 番から 35 番は本庄地区、利 28 番、32 番、33 番、35 番は新規案件、利 25 番から 27 番、29 番から 31 番、34 番は更新案件です。利 36 番から 40 番は竹矢地区、更新案件です。利 41 番から 65 番は大庭地区、利 42 番は新規案件、利 41 番、43 番から 65 番は更新案件です。利 66 番から 72 番は忌部地区、利 70 番は新規案件、利 66 番から 69 番、71 番、72 番は更新案件です。利 73 番から 83 番は鹿島地区、利 78 番、80 番は新規案件、利 73 番から 77 番、79 番、81 番から 83 番は更新案件です。利 84 番、85 番は島根地区、利 85 番は新規案件、利 84 番は更新案件です。利 86 番から 95 番は東出雲地区、利 88 番、90 番は新規案件、利 86 番、87 番、89 番、91 番から 95 番は更新案件です。利 96 番から 105 番は八雲地区、利 102 番は新規案件、利 96 番から 101 番、103 番から 105 番は更新案件です。利 106 番から 108 番は玉湯地区、更新案件です。利 109 番から 118 番は宍道地区、利 109 番、116 番、118 番は新規案件、利 110 番から 115 番、117 番は更新案件です。利 119 番から 122 番は八束地区、利 119 番は新規案件、120 番から 122 番は更新案件です。今回の利用権設定における相対契約の地目別面積は、田 278,297 m²、畑 31,768 m²、計 310,065 m²です。 次に、転貸契約について、42 ページから 53 ページをご覧ください。転 1 番から 4 番は秋鹿地区、更新案件です。転 5 番は削除です。転 6 番から 12 番は古江地区、更新案件です。転 13 番から 16 番は生馬地区、更新案件です。転 17 番から 19 番は川津地区、更新案件です。転 20 番は朝酌地区、更新案件です。転 21 番から 37 番は竹矢地区、更新案件です。転 38 番、39 番は大庭地区、更新案件です。転 40 番、42 番は乃木地区、更新案件です。転 41 番は削除です。転 43 番は忌部地区、更新案件です。転 44 番は東

事	務	局	出雲地区、新規案件です。転 45 番、46 番は玉湯地区、更新案件です。転 47 番は八束地区、新規案件です。今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田 130,218 m ² 、畑 10,106 m ² 、計 140,324 m ² です。
			以上、ご審議をお願いします。
議		長	説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
1	7	番 委 員	44 ページの上から一つ目と二つ目の整理番号が転 14 番となっているが、間違いではないか。
事	務	局	44 ページの上から一つ目が転 13 番の間違いでしたので、訂正をお願いします。
議		長	ほかにございませんか。
1	2	番 委 員	16 ページ、17 ページの所 6 番と所 7 番の対価が同じ額となっているが、確認をお願いします。
事	務	局	確認したところ、所 7 番の対価が間違いでした。全筆で●●円に訂正をお願いします。
議		長	ほかにございませんか。
			(なしの声)
議		長	ないようでございますので、採決いたします。議第 131 号の所 4 番以外の案件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
			(異議なしの声)
議		長	ご異議なしということですので、議第 131 号の所 4 番以外の案件は原案のとおり決定することに決めます。
			次に、報告に入ります。報告第 33 号「会長専決処分の報告」及び報告第 34 号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。
事	務	局	(報告)
議		長	報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。
			以上で議事を終了しましたので、第 21 回松江市農業委員会総会を閉会いたします。